



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

東日本大震災にかかる労災の取り扱いについて

地震の発生時刻が通常の業務時間中であったため、労災保険の対象となるケースが多くなると考えられます。業務中の地震による労災の取り扱いについて、地震当日に厚労省より通達が出されました。

3月11日の通達によれば、平成7年1月30日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づいて判断を行って差し支えないとしており、労災保険の対象となる業務上外の考え方を具体的な事例で説明してあります。

業務災害として認められる事例

1. 作業現場でブロック塀が倒壊したための災害
ブロック塀に補強のための鉄筋が入っておらず、構造上の脆弱性が認められたため。
2. 作業場が倒壊したための災害
作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、当該建物の構造上の脆弱性が認められたため。
3. 事務所が土砂崩壊により埋没したための災害
事務所に隣接する山は、急傾斜の山でその表土は風化によってもろくなっていた等不安定な状況にあり、常に崩壊の危険を有していたことから、このような状況下にあっては事務所には土砂崩壊による埋没という危険性が認められたため。
4. バスの運転手の落石による災害
崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険を有しているため。
5. 工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害や避難の途中車庫内のバイクに衝突した災害
業務中に事業場施設に危険な事態が生じた避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為であるため
6. トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害
高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものと認められ、危険環境下において被災したものであるため。

通勤災害として認められる事例

1. 通勤途上において列車利用中、列車が脱線したことによる災害
2. 通勤途上、歩道橋をわたっている際に足をとられて転倒したことによる災害
通勤途上において、利用中の列車が脱線した事、歩道橋をわたっている際に転倒した事は、通勤に伴う危険が現実化したものであるため。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A



3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、いまなお被害の拡大が伝えられるなど未曾有の大災害となっています。被害に遭われた読者の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本誌の未到達や破損等がございましたら、下記問合せ先までお手数ではございますが、ご連絡をお願い申し上げます。

Question (災害義援金の税務上の取扱い)

東北地方太平洋沖地震の被災者の皆様に災害義援金等の寄附をしました。
法人として寄附した場合、個人として寄附した場合、それぞれ税務上の取扱いについて教えてください。

Answer

法人・個人が支出する寄附金が「国等に対する寄附金」に該当する場合、その支出分は法人であれば損金算入、個人であれば寄附金控除の対象となります。災害に際して募金団体に義援金等を寄附する場合も同様で、その義援金等が最終的に国等に拠出されるものであるならば、「国等に対する寄附金」に該当します。

解説



「国等に対する寄附金」であるかどうかの確認は、通常であれば一定の手続きの上で国税局長が確認することとなりますが、今回の災害義援金等については、簡素な手続きで確認されるようです。

義援金等が「最終的に国等に拠出されるものである」か否かは、**税務署の確認**で判断されます。具体的には、新聞報道、募金要綱、募金趣意書等でその旨が明らかにされ、これを税務署において確認できたとき、義援金等は、「国等に対する寄附金」として取り扱われます。

現在、例えばコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどの小売店等の中には、本震災に係る募金の受付を行っているところもあります。その募金を通じた義援金等が「国等に対する寄附金」に該当するかについては、最寄りの税務署で確認を行う必要があります。

なお、日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等については、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。

受領書の発行については、銀行振込により寄附金取扱口座へ送金した場合は、お申出のあった方のみ受領書が郵送されるようですので、受領書をご希望の方は、「寄附申込書」の受領書交付希望欄に記入が必要となります。

受領書がない場合は、手元に残る郵便振替時の半券や、銀行振込時の振込票の控えが受領書の代わりになりますので、大切に保管していただくことをお勧めします。

根拠条文等

法人税法 第37条第3項第1号 (寄附金の損金不算入)

所得税法78条第2項第1号 (寄附金控除)

地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号 (寄附金控除)

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp